

第1号議案 知多都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項	理 由																																				
<p>(第1号議案)</p> <p>知多都市計画道路の変更</p> <p>○3・3・1号衣浦西部線(東浦町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の変更 <p>変更延長 約316m</p> <table border="1" data-bbox="225 566 777 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>23m</td> <td>23m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>23m</td> <td>26m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・17号大府半田線(東浦町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の変更 ・ 構造事項の変更 <p>変更延長 約236m</p> <table border="1" data-bbox="225 911 777 1064"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>16m</td> <td>16m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>16m</td> <td>18.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知多都市計画道路の変更(町決定) <p>○3・4・508号養父森岡線(東浦町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終点位置の変更 ・ 区域の変更 ・ 構造事項の変更 <p>変更延長 約2,230m</p> <table border="1" data-bbox="209 1451 938 1845"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td>3,980m</td> <td>3,770m</td> </tr> <tr> <td>終点</td> <td>知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区</td> <td>知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区</td> </tr> <tr> <td>一般部幅員</td> <td>16m</td> <td>16m</td> </tr> <tr> <td>交差点部幅員</td> <td>19m</td> <td>19m</td> </tr> <tr> <td>鉄道交差点部幅員</td> <td>23m</td> <td>28.4m</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	一般部幅員	23m	23m	交差点部幅員	23m	26m		変更前	変更後	一般部幅員	16m	16m	交差点部幅員	16m	18.5m		変更前	変更後	延長	3,980m	3,770m	終点	知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区	知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区	一般部幅員	16m	16m	交差点部幅員	19m	19m	鉄道交差点部幅員	23m	28.4m	<p>東浦町決定の3・4・508号養父森岡線において、交通の安全性と走行性の向上を図るため線形等を変更することに伴い、3・3・1号衣浦西部線の一部区間の区域の変更、3・4・17号大府半田線の一部区間の区域の変更、幹線街路との立体交差箇所数の変更を行うものである。</p>
	変更前	変更後																																			
一般部幅員	23m	23m																																			
交差点部幅員	23m	26m																																			
	変更前	変更後																																			
一般部幅員	16m	16m																																			
交差点部幅員	16m	18.5m																																			
	変更前	変更後																																			
延長	3,980m	3,770m																																			
終点	知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区	知多郡東浦町 大字緒川字昭 和一区																																			
一般部幅員	16m	16m																																			
交差点部幅員	19m	19m																																			
鉄道交差点部幅員	23m	28.4m																																			

○3・4・46号健康の森線(東浦町)

- ・ 終点位置の変更
- ・ 区域の変更

変更延長 約140m

	変更前	変更後
延長	2,420m	2,430m
終点	知多郡東浦町大字 森岡字下申間	知多郡東浦町大字 森岡字下申間

○3・5・509号塩田線(東浦町)

- ・ 路線の追加

変更延長 約198m

		新
位置	起点	知多郡東浦町大字 森岡字南陽二区
	終点	知多郡東浦町大字 緒川字塩田
	主な経由地	—
構造	構造形式	地表式
	車線の数	2車線
	幅員	15m
	交差の構造	幹線道路と 平面交差2箇所

第2号議案 西三河都市計画道路の変更について

第3号議案 西三河都市計画都市高速鉄道の変更について

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第2号議案)</p> <p>西三河都市計画道路の変更</p> <p>○3・4・13号安城蒲郡線(安城市)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 名称(地名)の変更 <p>※参考資料1参照</p> <p>○3・5・38号桜井和泉線(安城市)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 名称(地名)の変更 <p>※参考資料1参照</p> <p>(第3号議案)</p> <p>西三河都市計画都市高速鉄道の変更</p> <p>○名古屋鉄道西尾線(桜井駅)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 名称(地名)の変更 <p>※参考資料2参照</p>	<p>安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業の換地処分に伴い、名 称(地名)を変更するものである。</p> <p>安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業の換地処分に伴い、名 称(地名)を変更するものである。</p>

第2号議案 西三河都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・13号安城蒲郡線ほか1路線を次のように変更する。

(新)

種別	名称		位置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・13	安城蒲郡線	安城市 桜井町 桜西 三丁目	額田郡 幸田町 大字深溝 字樋口	西尾市 東浅井町 堤内 岡崎市 中島町 字荒子	約15,360m	地表式	2車線	16m	名鉄西尾線と立体交差 幹線街路名豊道路と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所	
	3・5・38	桜井和泉線	安城市 和泉町 長篠	安城市 桜井町 桜西 三丁目	安城市 石井町 石原	約3,460m	地表式	2車線	12m	幹線街路名豊道路と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

(旧)

種別	名称		位置			区域		構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・13	安城蒲郡線	安城市 桜井町 伝左	額田郡 幸田町 大字深溝 字樋口	西尾市 東浅井町 堤内 岡崎市 中島町 字荒子	約15,360m	地表式	2車線	16m	名鉄西尾線と立体交差 幹線街路名豊道路と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所	
	3・5・38	桜井和泉線	安城市 和泉町 長篠	安城市 桜井町 伝左	安城市 石井町 石原	約3,460m	地表式	2車線	12m	幹線街路名豊道路と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

第3号議案 西三河都市計画都市高速鉄道の変更について

都市計画都市高速鉄道中名古屋鉄道西尾線(桜井駅)を次のように変更する。

(新)

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	名古屋鉄道 西尾線 (桜井駅)	安城市 堀内町 カラ桶	西尾市 米津町 桜道	安城市 桜井町 桜西 一丁目	約 4,420m			線路線数2 連続立体交差事業
	内訳	安城市 桜井町 城向 二丁目	安城市 小川町 南門原	安城市 桜井町 桜西 一丁目	約 1,210m	高上式		
					約 3,210m	地表式	幹線街路と 立体交差2箇所	
なお、安城市桜井町桜西一丁目地内に桜井駅を設ける。								

(旧)

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	名古屋鉄道 西尾線 (桜井駅)	安城市 堀内町 カラ桶	西尾市 米津町 桜道	安城市 桜井町 新田	約 4,420m			線路線数2 連続立体交差事業
	内訳	安城市 桜井町 三度山	安城市 小川町 南門原	安城市 桜井町 新田	約 1,210m	高上式		
					約 3,210m	地表式	幹線街路と 立体交差2箇所	
なお、安城市桜井町新田地内に桜井駅を設ける。								

第 4 号議案

名古屋三河道路の都市計画決定 に関する愛知県都市計画審議会環境影響 評価調査専門部会の設置について

参考資料 1

- ・・・愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

参考資料 2

- ・・・名古屋三河道路の都市計画及び環境影響評価手続について

愛知県都市計画審議会

愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、近年環境問題が都市計画決定に当たっての重要な判断要素であることにかんがみ、環境影響評価に関する事項を調査審議させるための環境影響評価調査専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、愛知県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査審議するものとする。

(設 置)

第3条 専門部会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第4条 専門部会は、審議会議長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干人をもって組織する。

(部会長)

第5条 専門部会に、部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから、審議会議長が指名する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会の会議においては、部会長が議長となる。

3 専門部会の調査審議が終了したときは、部会長が、その結果を審議会に報告するものとする。

(会議の開催)

第7条 専門部会の会議は、会場を設けて開催するものとする。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、原則として会場に参集して会議に出席するものとする。ただし、やむを得ない事情により会議を招集する場所に参集することが困難な場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を招集する場所以外の場所から会議に参加（オンライン出席）することができる。

3 前条第1項の規定に関わらず、疫病・災害等により招集による開催が困難なとき、調査審議に直接影響しない事項について報告・説明するとき、その他部会長が認めたときは、書面によって開催できるものとする。ただし、事前確認により委員から招集による開催を求める意見があったときは、書面による開催は行わないものとする。

4 書面による開催は、回答期日を指定し書面で委員の意見を聞くものとする。

(会議の公開等)

第8条 専門部会の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 調査審議する内容に、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合

(2) 専門部会が非公開とする旨を議決した場合

(3) 書面による開催を行なった場合。ただし、書面による開催の内容は、公表することとする。

2 専門部会の傍聴方法等については愛知県都市計画審議会傍聴要領（平成13年4月27日施行）に規定するところに準じて行う。ただし、書面による開催を行なった場合はこの限りでない。

(解 散)

第9条 専門部会は、その調査審議に係る都市計画の案が、審議会で議決された後、解散するものとする。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する。

名古屋三河道路の都市計画及び環境影響評価手続について

1. 名古屋三河道路の概要

<路線の名称> 名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)

<位置> 愛知県知多市～愛知県安城市 (別添 位置図)

<規模> 延長:約 20km 車線数:4車線

<都市計画における位置づけ>

名古屋三河道路は、弥富市から岡崎市までを結び、伊勢湾岸自動車道とのダブルネットワークを構築することで物流網を常時確保するなど、高速道路ネットワークと一体となって効果を発揮する高規格道路です。西知多道路～名豊道路の間は、知多都市計画区域マスタープラン及び西三河都市計画区域マスタープランにおいて、知多地域と西三河地域の連携を強化し、両地域の産業集積と生産性の向上を図るための広域的な東西軸を担う道路として定めております。

<事業の目的>

名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路)の整備は、知多地域と西三河地域を直接東西に結ぶことで地域間の物流網の発展、交流域の拡大、ひいては、産業集積や生産性の向上を図るとともに、交通円滑化、交通事故の減少、災害リスクの改善等に寄与することを目的としています。

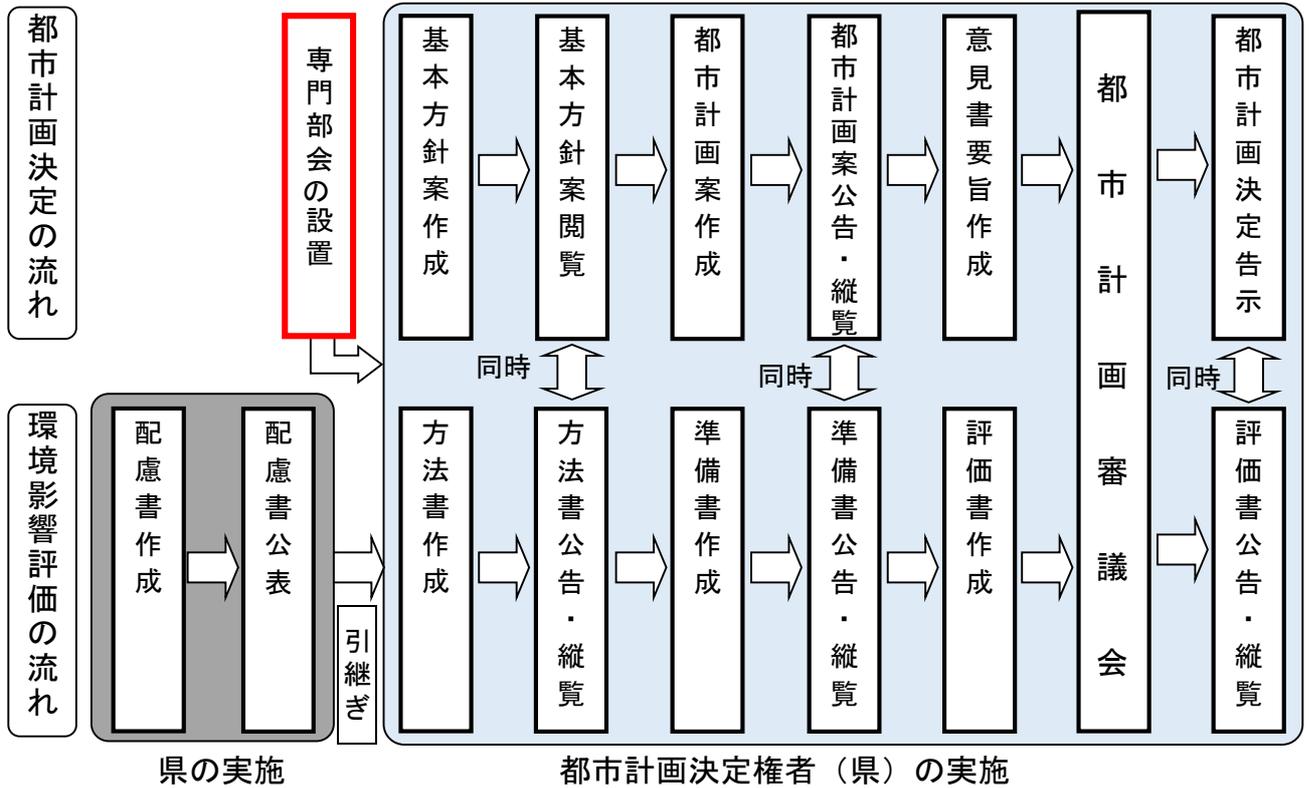
<経緯>

2022年度から構想段階評価手続を実施し、2024年12月に別添位置図のとおり「ルート帯案」及び「インターチェンジ配置案」を決定しました。あわせて、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書手続も実施し、2025年3月に同配慮書を公表、5月29日の国土交通大臣意見をもって、同配慮書の手続を完了しました。

2. 都市計画決定と環境影響評価の流れ

<都市計画に定められる環境影響評価対象事業に関する特例>

環境影響評価法(38条の6第1項)において、**環境影響評価の対象事業が都市計画に定められる事業である場合には、都市計画決定権者が環境影響評価手続を都市計画の手続に併せて実施することが定められています。**



名古屋三河道路：延長約20km

